議第２号

奈良県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準等に関する条例の一部改正について

奈良県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月６日提出

奈良県広域水道企業団企業長　山下　真

奈良県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準等に関する条例（令和７年２月条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。）」を加える。

第５条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条に次の３項を加える。

２　新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額に第１７条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額を加えた額を基礎として算定した額（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して企業長が別に定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から企業長が別に定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

３　第二種初任給調整手当の月額は、企業長が別に定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

４　第２項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業長が別に定めるものには、企業長が別に定めるところにより、前２項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

第１６条第２項中「第１５条」を「前条」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

理　由

地方自治法の改正に伴い、第二種初任給調整手当を新設するため、所要の改正をしようとするもの。

議第３号

令和７年度奈良県広域水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定により、別冊のとおり令和７年度奈良県広域水道企業団水道事業会計の剰余金を処分することについて、議決を求めるとともに、同法第３０条第４項の規定により、令和７年度奈良県広域水道企業団水道事業会計決算に監査委員の審査意見を付し、その承認を求める。

令和８年１１月６日提出

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

報第１号

令和７年度奈良県広域水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第１８条の２第１項の規定により、令和７年度奈良県広域水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和８年１１月６日提出

奈良県広域水道企業団企業長　山下　真

令和７年度奈良県広域水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和７年度継続費予算現額			支払義務発生額	残額	翌年度逓次繰越額	翌年度逓次繰越額に係る財源内訳					翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸し資産の購入限度額
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				一般会計繰出金	国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金	その他	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1資本的支出	1建設改良費	浄水施設改良事業（大淀事務所）（令7.2.20議決）	299,365,000	50,030,000	－	50,030,000	－	50,030,000	50,030,000	－	13,341,000	－	36,689,000	－	－
		配水施設改良事業（天理事務所）（令7.2.20議決）	66,000,000	44,000,000	－	44,000,000	－	44,000,000	44,000,000	－	－	－	44,000,000	－	－
		配水施設改良事業（広陵事務所）（令7.2.20議決）	941,000,000	327,000,000	－	327,000,000	169,846,600	157,153,400	157,153,400	－	－	－	157,153,400	－	－
		浄水施設改良事業（大淀事務所）（令8.3.31議決）	6,524,000,000	370,000,000	－	370,000,000	－	370,000,000	370,000,000	－	91,118,000	－	278,882,000	－	－
		浄水施設改良事業（広域水道センター）（令8.3.31変更）	1,216,107,000	257,266,000	－	257,266,000	37,740,525	219,525,475	219,525,475	16,734,000	18,290,000	－	184,501,475	－	－
		送水施設改良事業（広域水道センター）（令8.3.31変更）	5,486,658,000	360,792,000	－	360,792,000	16,311,735	344,480,265	344,480,265	2,432,000	12,432,000	－	329,616,265	－	－
		配水施設改良事業（大淀事務所）（令8.3.31変更）	316,274,000	198,847,000	－	198,847,000	－	198,847,000	198,847,000	－	50,377,000	－	148,470,000	－	－
合計			14,849,404,000	1,607,935,000	－	1,607,935,000	223,898,860	1,384,036,140	1,384,036,140	19,166,000	185,558,000	－	1,179,312,140	－	－

報第２号

令和７年度奈良県広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第３項の規定により、令和７年度奈良県広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和８年１１月６日提出

奈良県広域水道企業団企業長　山下　真

令和７年度奈良県広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						一般会計繰出金	国庫補助金	損益勘定留保資金	その他			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1資本的支出	1建設改良費	取水施設費	1,790,106,000	470,799,661	1,024,681,000	15,475,505	16,262,505	992,942,990	－	294,625,339	－	特注品の納期の遅延等による
		浄水施設費	2,400,658,000	1,521,359,557	499,531,525	16,666,000	16,666,000	466,199,525	－	379,766,918	－	国補正予算に対応すること等による
		送水施設費	3,848,813,000	2,187,080,388	1,179,440,735	－	346,709,000	832,731,735	－	482,291,877	－	国補正予算に対応すること等による
		配水施設費	9,465,262,000	5,598,441,581	2,535,932,600	124,417,427	298,719,828	2,032,428,325	80,367,020	1,330,887,819	－	地元調整等に不測の日時を要したこと等による
		その他事業費	4,392,161,000	2,690,989,639	849,812,000	15,287,951	160,129,000	674,395,049	－	851,359,361	－	国補正予算に対応すること等による
合計			21,897,000,000	12,468,670,826	6,089,397,860	171,846,883	838,486,333	4,998,697,624	80,367,020	3,338,931,314	－	

地方公営企業法第２６条第２項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						営業収益	営業外収益			
			円	円	円	円	円	円	円	
1水道事業費用	1営業費用	原水及び浄水費	6,255,331,000	5,775,701,663	2,398,000	2,398,000	－	477,231,337	－	関連工事の遅延による
合計			6,255,331,000	5,775,701,663	2,398,000	2,398,000	－	477,231,337	－	

報第３号

令和７年度奈良県広域水道企業団水道事業会計資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、令和７年度奈良県広域水道企業団水道事業会計における資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和８年１１月６日提出

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

１　資金不足比率

（単位：％）

会計の名称	数 値	経営健全化基準
奈良県広域水道企業団水道事業会計	－	20.0

備 考　資金不足額がないため、「－」と表記している。

２　監査委員の意見

別添のとおり